

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第1 事業者

※事業者名称 社会福祉法人曙保育園

※主たる事務所の所在地 山口県岩国市錦見2-11-30

法人等種別 社会福祉法人

代表者氏名 有馬将史

電話番号 0827-41-1226

第2 ご利用施設

施設の種類 保育所

施設の名称 社会福祉法人曙保育園

施設の所在地 山口県岩国市錦見2-11-30

施設長氏名 有馬将史

連絡先電話 0827-41-1226

FAX 0827-41-1268

第3 施設の目的・運営方針

社会福祉法人曙保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号第三十二条）及び岩国市特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 20 号）
第 3 条の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その
健全な心身の発達を図ることを目的とする。

第 4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地 敷地全体 2,236 m² 屋外遊戯場 494.24 m²

園舎 構造 鉄骨造陸屋根 2 階建

延べ面積 317.86 m²

構造 木造セメント瓦垂鉛メッキ銅板スレート葺平屋建

延べ面積 119.54 m²

(2) 主な設備

設備居室数備考

乳児室 1 室

ほふく室 1 室

保育室 5 室 すみれ組（0, 1 歳児クラス）、たんぽぽ組（2 歳児クラス）、
もも組（3 歳児クラス）、ゆり組（4 歳児クラス）、さくら組（5 歳児クラ
ス）

図書保管庫 1 室

調理室 1 室

第5 利用定員

認定区分利用定員

2号認定子ども 42人

3号認定子ども 満1歳以上 12人、 満1歳未満 6人

第6 職員の配置状況

当園では、児童福祉法第五章（昭和22年法律第164号第三十三条）、岩国市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第20号）を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種 員数 常勤 非常勤 備考

園長 1名

主任保育士 1名

保育士 13名

医師（嘱託医） 内科 1名、 歯科 1名、 眼科 1名

調理員 2名

※ その他、必要に応じて職員を配置する予定です。

第7 職員の勤務体制

職 種 勤 務 体 制 備 考

園長 7：00～19：00

主任保育士 7：00～19：00（休憩時間を含む9時間/日）

保育士 早番 7：00 ～ 16：00 日勤 8：00 ～ 17：00

遅番 9：00 ～ 18：00 *ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

調理員 8：00 ～ 17：00

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開所曜日 2・3号 月・火・水・木・金・土

開所時間 2・3号 平日 7：00 ～ 19：00

(延長保育) 2・3号 平日 18：00 ～ 19：00

※ 12月30日から1月4日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される教育・保育給付認定の各区分を表しています。

第9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げるの提供等を適切に行います。

(1) 当園の保育の理念

集団生活をする中で正しい規律を身につけ、社会性を培い情緒豊かな心情を育て、自己表現がのびのびできるたくましい子どもに育成するように努める。

(2) 当園の保育方針

「かんがえる力」「ゆたかなこころ」「たくましいからだ」という3つの柱を建て、新保育所保育指針を基に子どもたちの心身の調和と発達をはかりながら、豊かに伸びていく可能性を引き出し、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培い、人間性豊かな子どもを育成し、福祉の向上に尽力することにあります。

(3) 当園の保育の内容に関する全体計画

資料（別添1）

(5) 一日の流れ

幼児（さくら・ゆり・もも）

7:00	早朝保育
8:00	登園、自由遊び
9:00	朝礼（盛夏、真冬は行わない）
9:30	点呼、視診
10:00	五領域による経験活動
11:30	昼食（準備、片付け）視診
12:30	室内保育（もも組は12月まで午睡）
13:15	自由遊び（園庭）
14:20	後片付け、おやつ準備
15:00	おやつ、おやつ片付け、おかえりのあいさつ、視診
16:00	降園
19:00	保育終了

乳児・幼児（たんぽぽ・すみれ）

7:00	早朝保育
8:00	登園、自由遊び
9:00	身辺処理、おやつ
9:30	点呼、視診、体操
10:00	四領域による経験活動

11:00	昼食、視診、午睡準備（身辺処理）
12:00	午睡
14:30	後片付け、おやつ準備、身辺処理
15:00	おやつ、おかえりのあいさつ、視診、身辺処理
16:00	降園
19:00	保育終了

※ 3歳児は12月頃まで、4・5歳児はプール遊びの時期のみ午睡します。

(6) 年間行事計画

月行事

4月 ・はなまつり

5月 ・保護者総会・

6月 ・保育参観（0，1歳時はありません） ・プール開き・内科検診

・歯科検診

7月 ・七夕まつり ・納涼祭 ・プール遊び

8月

9月

10月 ・運動会 ・秋の遠足（親子遠足） ・ハロウィン

11月 ・内科検診 ・いもほり

12月 ・生活発表会 ・クリスマス会

1月 ・とんど

2月 ・節分 ・小さな手の作品展 ・消防署見学（さくら組、ゆり組）

・リトミック参観

3月 ・ひなまつり会 お別れ遠足 ・お別れ会 ・卒園式

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します

(7) 給食の提供

当園の給食室にて、調理師による調理を行っています。

離乳食、食物アレルギー対応食を提供しています。

(8) その他の事業の実施状況

・障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

・延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する保育需要に対応するため、保育時間の延長を行います。

・一時保育事業

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や緊急時の保育に対する需要、新たな気持ちで家庭での育児に取り組むための育児疲れの解消を目的とした一時的な保育等に対応するために実施する事業です。

・地域子育て支援（ひまわりルーム）

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭に対する育児支援、子育てに関する相談指導や情報の収集及び提供等を行います。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）

岩国市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

徴収いたしません。

(3) 教育・保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

・便宜に要する費用

当園では、第9に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いただきます。

区分項目負担額

便宜に要する費用

給食主食費（2号（3歳児クラス以上）） 月額 1,300円

給食副食費（2号（3歳児クラス以上）） 月額 4,700円

教材費（0,1歳児） 年額 4,600円程度

2歳児 年額 4,800円程度

3歳児 年額 7,300円程度（制服、体操服、靴を含みます）

4才児 年額 6,000円程度（制服、体操服を含みます）

5才児 年額 7,000円程度（制服、体操服を含みます）

保護者会費 月額 700円

※ その他、年長（5才児）クラスでは、卒園積立金（月額 530円程度）、

絵本代（月額 470円程度）などの費用が発生いたします。

第11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく教育・保育給付認定を受けられなくなったとき（卒園を含む）
- (2) 保護者から退園の申出があったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医・嘱託歯科医への連絡を行います。

医療機関の名称 にしみ内科クリニック

医師名 横峰和典

所在地 岩国市錦見6丁目14-31

電話番号 0827-44-2437

医療機関の名称 むねまさ歯科クリニック

医師名 宗正 貞

所在地 岩国市錦見4丁目17-2

電話番号 0827-43-6480

医療機関の名称 小幡眼科

医師名 守田裕希子

所在地 岩国市岩国1丁目19-6

電話番号 0827-43-0245

(2) 損害賠償制度への加入

当園では・・・日本スポーツ振興センター、(有)日保協、損害保険ジャパン(株)に加入しています。

第13 非常災害対策

避難訓練 ・火災・地震・土砂崩れ・不審者対策のいずれか1つを毎月行ないます。

土砂災害（別添資料2）

洪水（別添資料3）

高潮ハザードマップ（別添資料4）

武力攻撃事態等への対処（別添5）

～警戒宣言発令時及び大地震発生時の保育園の対応～

1. 警戒宣言が発令されたと同時に、曙保育園はすべての業務を停止します
2. 園長・主任保育士を中心として園に対策本部を設置します
3. 対策本部は特別な事情がない限り、園長・主任保育士で構成します
4. 対策本部は、全園児の保護者様への引き渡しが終了後、解散します
5. 当園は、地震が発生しなくても警戒宣言が解除されない限り、保育は再開しません

6. 警戒宣言が解除された場合は、解除された日の翌日から通常保育を再開します（但し、災害・地震後は被害状況を総合的に判断して、保育再開の日を決定します）

注) 警戒宣言が発令されず、大地震が発生した場合でも、上記と同じ手順で対応します

～園外保育中の場合～

1. 園外の施設にいる中での警戒宣言発令時、又は地震が発生した場合、保育士は園長・主任保育士に連絡後、その施設の対応策に従い、その後施設側と協力してしかるべき処置を講じます
2. 散歩中に警戒宣言発令時、又は地震が発生した場合は、現状・周囲の状況を把握し、子どもたちを落ち着かせ十分に注意を払いながら園に戻り、災害対策マニュアルの手順で対応します

注) 事故防止の為、基本的に園外でお子様の引渡しは致しません。
(但し、緊急避難している場合は、例外とする)

～保護者の皆様におねがい～

- 登園前に警戒宣言が発令された場合は、登園させないで下さい
- 保育時間中に警戒宣言が発令された場合には、園に電話せず直ぐにお迎えに来て下さい
- 直ぐにお迎えにこられない保護者様は、代わりの方を決めて、園に連絡を入れて下さい
- 避難の際には、保育園の正門に避難場所を明記します
- お子様を引き取る際には、必ず職員に声をかけ、名簿に時間と署名をしてお帰りください

注) 警戒宣言が発令されず、大地震が発生した場合でも、上記の手順と同じ手順で対応します

第14 防犯、事故等（ケガへの対応について）

当園では、最大限の注意を払って保育を行っていますが、突発的なケガや病気に対しては、以下の措置を講じています。

【応急処置後の流れ】主に3通り

- ①救急車の手配・保護者連絡 → 病院への付き添い → 保護者への引き渡し
- ②保護者への連絡 → 病院への付き添い → 保護者への引き渡し
- ③保護者への連絡 → 経過観察 → 保護者への引き渡し

※お子様の様態により対応いたします

台風（暴風域に入る場合）

台風情報 → 安全な場所に待機 情報収集 → 保護者への引き渡し

火災の場合

火元確認 → 避難 初期消火 → 消防署への連絡 → 消火 → 保護者への引き渡し

不審者の場合

子ども達の安全確保 → 中国警備保障へ発信 → 保護者への連絡 → 引渡し
警察へも同時通報

近隣での事件

安全対策 戸締りなど → 警察との連絡
保護者への連絡（状況によりお知らせ・引渡し）

お子様がいなくなった場合

園の周りを搜索 搜索依頼（地域）・保護者への連絡→ 警察に連絡

お迎えがこない場合（19：00以降）

保護者へ → 連絡が取れ → 岩国児童相談所（岩国市三笠町 1-1-1）（29-1513）へ
の連絡 ない場合 連絡（一時保護のため）

第 15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第 16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口 苦情解決責任者 園長

苦情受付担当者 主任保育士

附則

この重要事項説明書及び別添資料は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。